

## 議第116号

### 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する 条例案

上記の議案を提出する。

平成25年6月6日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

### 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に 関する条例

(滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成18年滋賀県条例第71号)  
の一部を次のように改正する。

別表(54)の2の項中「法」という。)の右に「、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第79号。以下この項において「改正法」という。)」を加え、同項ア中「動物取扱業」を「第1種動物取扱業」に改め、同項イ中「第14条第3項」を「第14条第4項」に改め、同項エ中「および第2項」を「から第3項まで」に改め、同項オ中「動物取扱業者登録簿」を「第1種動物取扱業者登録簿」に改め、同項カ中「の規定」を「(法第24条の4において準用する場合を含む。)」の規定」に改め、同項中ミをヨとし、マをユとし、ホをヤとし、ヘをモとし、同項フ中「第18条第4項」を「第18条第5項」に改め、同項フを同項メとし、同項ヒ中「第18条第4項」を「第18条第5項」に改め、同項ヒを同項ムとし、同項ハ中「第18条第4項」を「第18条第5項」に改め、同項ハを同項ミとし、同項ノ中「第18条第4項」を「第18条第5項」に改め、同項ノを同項マとし、同項ネ中「および」を「、第10条の6第3項および」に改め、同項ネを同項ホとし、同項ヌ中「(省令第4条第4項において準用する場合を含む。)」を削り、同項ヌを同項ヘとし、同項ニ中「(省令第4条第4項において準用する場合を含む。)」を削り、同項ニを同項フとし、同項ナ中「(省令第4条第4項において準用する場合を含む。)」を削り、同項ナをヒとし、トをハとし、テをノとし、ツを又とし、同項ヌの次に次のように加える。

ネ 改正法附則第3条第2項および第8条第1項の規定による届出の受理

別表(54)の2の項中チをニとし、タをナとし、ソをトとし、セをテとし、スをツとし、同項シ中「の規定」を「(法第24条の4において準用する場合を含む。)」の規定」に改め、同項シを同項セとし、同項セの次に次のように加える。

ソ 法第24条の2の規定による第2種動物取扱業の届出の受理  
タ 法第24条の3第1項および第2項の規定による変更の届出の受理  
チ 法第25条第3項の規定による必要な措置の命令および勧告

別表(54)の2の項サ中「の規定」を「(法第24条の4において準用する場合を含む。)の規定」に改め、同項サを同項スとし、同項コ中「および」を「(法第24条の4において準用する場合を含む。)および」に改め、同項コを同項シとし、同項ケの次に次のように加える。

コ 法第22条の6第2項の規定による犬猫等の個体に関する届出の受理  
サ 法第22条の6第3項の規定による検案書等の提出の命令

別表(55)の2の項ア中「ねこ」を「猫」に改める。

(滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和49年滋賀県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項第2号中「同条第2項」を「同条第3項」に、「ねこ」を「猫」に改める。

(滋賀県使用料および手数料条例の一部改正)

第3条 滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第71号の2中「動物取扱業」を「第1種動物取扱業」に、「ねこ」を「猫」に改める。

(滋賀県収入証紙条例の一部改正)

第4条 滋賀県収入証紙条例(昭和39年滋賀県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1号中「ねこ」を「猫」に改める。

(滋賀県動物の保護および管理に関する条例の一部改正)

第5条 滋賀県動物の保護および管理に関する条例(平成6年滋賀県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「ほ乳類」を「哺乳類」に改める。

第6条の2の見出し中「ねこ」を「猫」に改め、同条中「ねこ」を「猫」に、「第12条第1項第4号」を「第12条第1項第3号」に、「動物取扱業者」を「第1種動物取扱業者、法第24条の3第1項に規定する第2種動物取扱業者」に改める。

第6条の4中「ねこ」を「猫」に改める。

付 則

この条例は、平成25年9月1日から施行する。